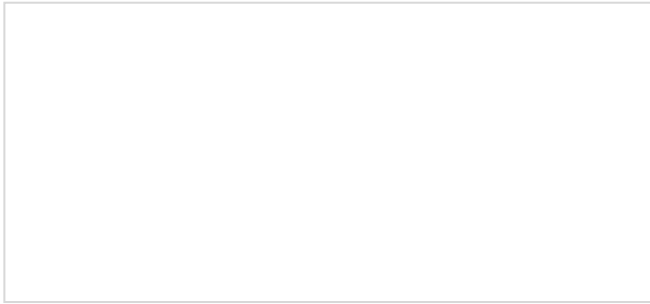




定額減税不足額給付金 申請書

転入者の方・事業専従者の方
合計所得48万超の方 など

福島市長宛

提出期限 令和7年10月31日（金）当日消印有効

1 申請者

【誓約・同意事項】
裏面記載の「誓約・同意事項」に同意の上、定額減税不足額給付金を申請します。

申請日 令和7年 月 日

本人署名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
フリガナ		
	電話番号	— — 日中連絡がとれる番号

2 令和6年度の住民税課税地

令和6年1月1日時点の住民登録地または、住民登録地以外の自治体で課税されていた場合の課税上の住所
(現住所と同じ場合は下記☐、国外居住の場合には国名を記載。)

☐ 現住所に同じ

国外居住していた
扶養親族人数
(令和5年12月31日現在)

名

3 振込口座（原則、申請者本人の口座。代理申請を行う場合は、代理人の口座を指定可能です）

金融機関名	銀行 金庫 組合	店 名	本店 支店・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号（右詰め）	
口座名義カナ			

↑ ゆうちょ銀行の場合、通帳見開きのページ下部の番号を記入ください。
(口座番号や店名の確認方法は別紙「添付書類について」をご覧ください。)

4 代理申請を行う場合、こちらもあわせてご記入ください。

代理人氏名	代 理 人 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
フリガナ	電話番号	— — 日中連絡がとれる番号
代理人住所		
上記の者を代理人と認め、定額減税不足額給付金の申請及び受給を委任します。	本人氏名 (署 名)	※支給対象者本人が、フルネームで署名してください。

以下、事務局使用欄（記入しないでください）

【お問い合わせ】福島市市民税課
960-8601 福島市五老内町3番1号
◆福島市不足額給付金コールセンター TEL：0120-961-747
受付時間：9：00～18：00 ※土・日・祝日を除く。
◆11月4日（火）以降 福島市市民税課 TEL：525-3792、 525-3712、 525-3791
受付時間：8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く。

定額減税不足額給付金 誓約・同意事項

- 1) 下記いずれかの支給対象者に該当します。
- ①支給対象者1
A+B-C>0となる納税者で、令和5・6年度に実施された住民税非課税世帯等向け給付金の支給対象外だった者。
※ A+Bの合計額に対し1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。
A:所得税分の所要額(3万円)×減税対象人数(※1)－令和6年分所得税額
※1:納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族を含む、国外居住は除く。)
B:個人住民税所得割分の所要額(1万円)×減税対象人数(※2)－令和6年度分個人住民税所得割額
※2:納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族を含む、国外居住は除く。)
C:調整給付金(当初給付分)の額
- ②支給対象者2
定額減税及び調整給付金(当初給付分)が対象外である者のうち、令和6年分所得税と令和6年度個人住民税において税制上、「扶養親族」の対象外であり、かつ令和5・6年度に実施された住民税非課税世帯等向け給付金の支給対象外だった者。
- 2) 定額減税不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、福島市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 3) 提出書類に不備がある場合、支給までにお時間がかかることや給付金を支給ができないことがあります。また審査に必要となる関係書類について、福島市より通知などで確認する場合がありますが、福島市が求める期限までに提出がない場合、当該受給手続きを取り下げたものとみなすことに同意します。
- 4) 口座凍結等の事由により、ご提出いただいた口座への振込が完了せず、かつ、福島市が定める期日までに支給対象者に連絡・確認できない場合には、当該手続きが取り下げられたものとみなすことに同意します。
- 5) 本給付金の支給後、申請内容に虚偽があることが判明した場合や受給要件に該当しないことが判明し、福島市から返還を求められた場合には給付金を返還することに同意したものとみなします。

審査結果の通知について

申請書を提出後、支給要件に該当するか審査し、結果を郵送で通知します。
申請書類に不備がない場合、申請書の受付から支給まで1か月半程度かかる見込みです。

添付書類	
☐ 【共通】申請者本人の有効期限内の本人確認書類の写し（いずれか1点） マイナンバーカード（顔写真がある表面のみ添付し、個人番号が印字された裏面は添付しないでください。）、運転免許証、運転経歴証明書、保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート、在留資格認定証明書等	
☐ 【共通】振込口座を確認できる通帳等の写し 金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳の写しまたはキャッシュカードの写し インターネットバンキングの照会画面を印刷したもの等 （ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きのページ下部の口座情報が印字された部分）	
☐ 下記書類のうち、必要な書類すべて	
専従者（青色・白色）のかた	☐ 専従者であった年分の事業主の「所得税確定申告書」または「青色事業専従者に関する届出書」の写し
令和6年度調整給付金を福島市以外の自治体から受給したかた	☐ 調整給付金の確認書または支給決定通知書等の写し ※お手元ない場合は、転入前の自治体へお問い合わせください。
代理申請をする場合	☐ 代理人の本人確認書類の写し いずれか1点 （添付する本人確認書類の例は、申請者本人の場合と同様） ☐ 【法定代理の場合】代理権付与を確認できる書類 登記事項証明書等の写し